

「臼杵市家庭教育基本方針」の作成について

1. 背景・概要

教育基本法第10条（家庭教育）においては、父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであることを明記するとともに、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めることを提示しています。

しかしながら、最近の子どもたちを見ると、「よく身体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れています。子どもの基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されていることから、学校の教育活動を効果的に進めるためには、子どもの家庭での基本的生活習慣を確立するなど、子どもの意欲、前向きな態度を養う家庭教育を充実させることが課題となっています。

そこで、臼杵市教育委員会社会教育課では、協育ネットワーク推進スケジュール（平成27年度～平成29年度：3ヶ年）の2年目である平成28年度の重点目標に「子どもが変わる家庭教育支援活動の確立」を掲げ、社会教育委員会議では「家庭教育支援」をテーマに定め協議していただく中で、家庭教育の指針となる「臼杵市家庭教育基本方針」を作成することに賛同をいただきました。また、方針の内容については、臼杵市PTA連合会研修会の中で意見集約するなど、様々な方の意見をいただいて作成しました。

【作成スケジュール】

平成28年6月・7月

- ・ 臼杵市社会教育委員会議（第1回・第2回）

平成28年7月

- ・ 臼杵市PTA連合会研修会 特別分科会で意見集約
○ワークショップ「母親とは」 母親部会ほか約40人参加

平成28年11月

- ・ おおいた教育の日行事「3つのきょう育推進フォーラム」でアンケート集約
○家庭教育講演会 PTA 会員・教職員・地域の方々約200名参加

平成29年2月

- ・ 臼杵市社会教育委員会議（第3回）

2. 内容・構成

「めざす子ども像」「めざす親像」を掲げ、その実現のために子どもの年代（乳幼児期・学童期・思春期）に合わせた取組を促すよう構成しています。また、内容をわかりやすく伝えるため、臼杵市観光PRキャラクター「ほっとさん」を活用した「ほっとさんの教え」（臼杵市家庭教育10ヶ条）をつくりました。

なお、「ほっとさんの教え」10ヶ条については、マズローの欲求5段階説に沿った構成にしています。

※ マズローの欲求5段階説～人間の欲求は5段階のピラミッドのように構成されていて、低階層の欲求が満たされると、より高次の階層の欲求を欲するとされる。



○マズローの欲求5段階説

3. その他

平成29年度以降、家庭教育基本方針をあらゆる機会を通して、学校・家庭・地域に浸透するように普及・啓発していきます。